

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正案」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤の全部改正案」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添加物を定める件」及び「農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件を廃止する件」についての意見・情報の募集について

令和8年4月6日  
農林水産省消費・安全局

この度、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正案」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤の全部改正案」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添加物を定める件」及び「農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件を廃止する件」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 記

### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

#### (1) 抗菌性物質製剤の位置付けの見直しについて

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)関係法令において定められる抗菌性物質製剤のうち、アンプロリウム、エトパベート、クエン酸モランテル又はナイカルバジンを含む製剤(以下「アンプロリウム等含有製剤」という。)並びにプロピオン酸製剤、プロピオン酸カルシウム製剤及びプロピオン酸ナトリウム製剤(以下「プロピオン酸類製剤」という。)については、現在の科学的知見に照らして抗菌性物質とは扱われないことから、位置づけの見直しを検討しているところです。

なお、見直しにあたり、(2)を除いて、アンプロリウム等含有製剤及びプロピオン酸類製剤に係る規制等の措置は変更しない予定です。

#### (2) プロピオン酸類製剤を含む飼料の製造業者による飼料製造管理者の設置義務の適用除外について

法第25条第1項の規定に基づき、プロピオン酸類製剤を含む飼料については、その販売を目的とする製造業者にあつては、飼料製造管理者を置かなければならないこととされています。

今般、販売を目的とするかどうかにかかわらず、プロピオン酸類製剤を含む飼料の製造業者について、飼料製造管理者の設置義務の適用除外の対象とすることを検討しているところです。

つきましては、この改正案について意見・情報を募集いたします。詳細は「改正案の概要」を御参照ください。

## 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

## 3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全・薬事室飼料安全基準班飼料添加物担当

## 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

## 5 意見・情報受付期間

令和8年4月6日～令和8年5月5日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

## 6 公示資料

改正案の概要